

(市町村用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	東京都	市町村名	武蔵野市
-------	-----	------	------

記入者所属	福祉保健部介護保険課	氏名	山中 洋次
TEL	0422-60-1845	FAX	0422-51-9218
E-mail	SEC-KAIGO@city.musashino.tokyo.jp		

人口(平成14年4月1日現在)	131,388人
高齢化率(平成14年4月1日現在)	17.36%

(地理的特色等)

本市は東西6.4km、南北3.1km、面積10.73km²の小さな都市である。都心から10~20kmの距離にあり、東京23区と多摩地区の境に位置している。全般的に平坦な地形である市域の約45%は住居系の土地利用であり、住宅が中心の都市となっている。

位置：東経 139度34分10秒
北緯 35度42分53秒
地勢：標高 50m~65m(市役所56.98m)
広がり 東西6.4km
南北3.1km
地形 総体的に平坦である。
地質 ローム質(火山灰質)土壌
面積：10.73km²

1. 在宅介護サービスの充実にに向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	ケアマネジャーの質の向上に関する事業
取り組み開始（予定）時期	平成 11 年 11 月 ～
<p>(概要)</p> <p>1. 居宅介護支援事業者連絡協議会の設立</p> <p>平成 11 年 11 月 16 日設立。武蔵野市で事業展開を行う指定居宅介護支援事業者間の連携・相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、情報の共有、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。また、以下の事業を行っている。</p> <p>(1) ケアマネジャー研修会 平成 11 年 11 月 22 日に第 1 回会議を開催。行政からの情報提供や講演会等、ケアマネジメント業務への支援を行う。</p> <p>(2) 地区別ケース検討会 平成 12 年度より、原則月 1 回開催。ケアマネジャーを在宅介護支援センター 5 ケ所＋福祉公社の計 6 ケ所に事業展開エリアごとにグルーピングし、ケース検討会、社会資源調査、施設見学会等、各地区の在宅介護支援センター及び福祉公社職員がリーダーになり企画、運営を行っている。</p> <p>2. 武蔵野医師会との調整会議</p> <p>「主治医とケアマネジャーの連携に関する懇談会」を居宅介護支援事業者連絡協議会の幹事事業者と武蔵野市医師会地域医療福祉部で開催し、ケアマネジャーと主治医間の連携のための「介護情報提供書」を作成した。また、武蔵野市医師会では「武蔵野市主治医・居宅介護支援事業所・サービス事業所連携名簿」を作成し市内の医師やケアマネジャーに配布するなど、相互の連携や問題点について調整を行っている。</p> <p>3. 各サービス事業者連絡会議等との調整会議</p> <p>必要に応じて、訪問介護事業者連絡会議、通所介護・通所リハ事業者連絡会議、介護保険施設・短期入所事業者連絡会議等と調整会議を行い、ケアマネジャーと連携してサービス提供ができるような仕組みづくり等を行っている。</p> <p>4. ケアマネジャーガイドラインの作成（平成 13 年 3 月第 1 版発行）</p> <p>ケアマネジメントの流れを手続きごとに整理し、市独自施策やその利用法を含めて紹介した。「武蔵野市の考え方」でケアマネジメントに対する市の考え方を示し、ケアマネジメントの質の一定化を図っている。また、関係帳票も閉じこみ、ケアマネジメントの際に活用できるような実用性も兼ねている。（現在、改訂版について検討中）</p> <p>5. 苦情相談調整</p> <p>サービス相談調整専門員を配置し、苦情相談や制度解釈等の相談対応、調整を行っている。</p> <p>6. ケアマネジメントセンター（仮称）の設立</p> <p>ケアマネジャーや利用者から相談のあった事例のケアプランやサービス提供状況等を調査・検討し、必要な指導、助言を実施できる専門機関として、ケアマネジメントセンター（仮称）を立ち上げ、ケアマネジャーの資質向上と職業倫理の確立を図ることとした。平成 14 年 10 月設立予定。</p>	

※ 1. 用紙は、適宜追加してください。

※ 2. 参考となる資料（要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他）があれば、添付して下さい。

2. 上記の事業を実施することとなった具体的な理由等

介護保険施行前は、サービスの供給が市の措置によっていたため、新たに参入してきた民間ケアマネジャーと市関連法人に所属するケアマネジャーの知識、経験等に大きな差があった。また、民間ケアマネジャーは、事業所に1人しかいない場合も多く、困難事例等で、ケアマネジメントの壁にぶつかった時、相談したり、助言を受けたりできる相手がいず、孤立化する恐れもあったため。

3. 期待される効果等

市として公民を問わず、ケアマネジャーの質の向上に努めることが、一定レベルのケアマネジメントを受けられ、安心して在宅サービスを利用できる環境を市民に提供することにつながる。

介護サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対し、サービス相互の連携を図るとともに、新規参入事業者やケアマネジャーを支援することにより、事業者の振興を図られ、一定レベルの質を持った在宅サービスの供給が確保される。

医療との連携を深めることにより、各人の健康や生活に添ったより充実したケアプランや介護サービスを提供することができる。

(市町村用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	山梨県	市町村名	塩山市
-------	-----	------	-----

記入者所属	保健課	氏名	井上愛子
TEL	0553-32-5066	FAX	0553-20-6167
E-mail	Hokenka@city.enzan.yamanashi.jp		

人口 (平成14年4月1日現在)	26,743人
高齢化率 (平成14年4月1日現在)	23.91%

(地理的特色等)

塩山市は山梨県の甲府盆地の北東部に位置しており、中央高速やJR中央本線で都心から2時間以内の距離にある。温泉と史跡と果樹に恵まれ、ほぼ1年を通じてイチゴ・サクランボ・モモ・ブドウ・カキなどを生産している。また、土地の総面積は184.74Km²であるが、そのうち82%は林野で大部分が秩父多摩甲斐国立公園のエリアで、東京都の水源林にもなっており豊かな緑と自然にあふれている。市の南西部が平坦地で、東部から北部は急峻な山岳地帯で構成されている。

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	塩山市介護サービス事業者連絡協議会の設立と育成支援
取り組み開始（予定）時期	平成12年4月～
<p>(概要)</p> <p>1) 設立経過</p> <p>①市内事業所との連絡会の開催</p> <p>②在宅ケア交流集会の開催 (H12)</p> <p style="padding-left: 20px;">シンポジウム「皆でつくりよう介護保険～サービスの～現状と課題を見つめる」</p> <p style="padding-left: 20px;">シンポジスト・介護支援専門員、訪問介護員、通所リハビリ介護主任、訪問看護師 在宅訪問診療を行う診療所医師</p> <p>①②を機会として、互いに情報交換や相互理解を深め、連携していく必要性を認識し協議会設立への市からの提案に全ての事業者が賛同し会設立に至った。</p> <p>2) 組織構成</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> → 居宅介護支援部会 → 居宅サービス部会 → 介護保険施設部会 </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援 (5ヶ所) (内市直営1ヶ所) ・ 訪問看護 (2ヶ所) (内市直営1ヶ所) ・ 訪問介護 (4ヶ所) ・ 訪問入浴 (2ヶ所) ・ 通所介護 (2ヶ所) ・ 通所リハビリ (2ヶ所) ・ 短期入所 (3ヶ所) ・ 福祉用具レンタル (2ヶ所) ・ 介護老人福祉施設 (1ヶ所) ・ 介護老人保健施設 (1ヶ所) ・ 介護療養型医療施設 (1ヶ所) </div> </div> <p>3部会構成とし市内の25事業所すべてが加入、事業所代表により役員を選出、会費を集め自主組織の形態をとる。市も一事業者として対等な立場で組織に加入。当面は市が事務局を担当し、役員との相談のもと、研修会等の企画実施を行っている。</p> <p>3) 事業目的と内容</p> <p>目的：事業者間の連携を図り、要援護者及びその家族に、より質の高い介護サービスの提供ができることを目的としている。また、介護サービス実施上の課題等について行政に提案している。</p> <p>内容：①総会、役員会、代表者会議の開催</p> <p>②研修会、学習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎居宅介護支援部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習会、研修会、事例検討会を2ヶ月に1回定期的開催 ・ その他居宅サービス部会、施設部会研修に参加 ◎居宅サービス部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問系サービス、通所系サービス別研修会の開催 ・ 事例検討などの部会内合同研修会 ◎施設部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「身体拘束」の研修会、実践事例報告会、情報交換会の開催 ◎全体研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 痴呆介護の研修会、尿失禁等排泄問題の研修会等 <p>③在宅介護連絡ノートの作成検討会</p> <p>市と協同で、協議会内の事業所全てが共通利用できるファイル式連絡ノートを作成。各事業所代表が集まり検討会を開催、原案作成、デモンストレーションを繰り返し、配布は介護支援専門員が担当する。</p>	

2. 上記の事業を実施することとなった具体的な理由等

全国的には、介護支援専門員のみで連絡協議会が多いが、直接利用者にサービス提供するのはい、サービス事業者であり、介護支援専門員が適切なケアプランを作成しても、サービス事業者の質の確保や、サービス提供体制上の問題（時間帯・営業日・マンパワー等）、サービススタッフ間の連携等、介護支援専門員のみで協議会では在宅サービスの充実は不可能と考えた。既に、行政と事業者の連携体制は出来ており行政主導の研修会や会議等は開催してきたが、事業者間の横のつながりが無かったため、互いに研鑽し合うことが質の向上につながると考え、会の発足と育成支援を行った。

3. 期待される効果等

- ・介護保険の指定事業所は比較的小規模であり、営利を考えると学習の機会が作られにくい状況にあるが、協議会主催となると、互いに競って意欲的に参加する為、常に予定数を超えた参加がある。（事業所職員の大多数が参加している）
- ・事業所を超えて、学び合う機会が作れていることで、情報交換もでき視野が広がり、自然と事業所の質の向上が図られていく
- ・事業所を越え、サービス種別の違うスタッフが一緒に集い、学習できる場となり、相互理解とサービス提供上の具体的連携が深まっている。
- ・現場の問題、課題に基づく実践的な学習会へとつながっている。
- ・サービス提供者側（居宅サービス部会）の主体性が芽生え、介護支援専門員にサービス提供計画を提示するなど、対等な関係での良い連携が生まれている。
- ・サービス担当者会議開催への要望がサービス提供事業者からも出されるようになる。
- ・保険者（行政）と事業者の信頼関係が確立され、事業者からのサービス提供上の相談も多い。
- ・保険者側から依頼する、実態調査や、介護者交流会のお知らせ、またサービス供給体制の拡大、土日などの営業日の拡大、通所系サービスの回数の上乗せと通所介護の時間延長など市単独上乗せサービス事業等への協力要請などに快く対応してくれる。

(市町村用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	石川県	市町村名	金沢市
-------	-----	------	-----

記入者所属	福祉保健部介護保険課	氏名	中坂
TEL	076-220-2264	FAX	076-220-2559
E-mail	kaigo@city.kanazawa.ishikawa.jp		

人口 (平成14年4月1日現在)	439,892 人
高齢化率 (平成14年4月1日現在)	17.2 %

(地理的特色等)

金沢市は、西は日本海に面し、東は白山山系の山脈が続く。この山あいから流れ出る犀川と浅野川が市街地を貫いている。犀川の南に寺町台地、浅野川の北に卯辰山丘陵地が広がり、2つの川の間位置する小立野台地の突端に金沢城、兼六園がある。

旧市街地では、城下町の特徴が色濃く残り、広見、細街路、堀、用水が点在し、金沢固有の陰影ある市街地環境と、水と緑あふれる豊かな景観が作り出されている。

面積 : 467.77 km²

市政施行 : 明治22年4月1日

中核市移行 : 平成8年4月1日

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	介護サービス事業者振興事業
取り組み開始（予定）時期	平成12年 7月 ～
<p>(概要)</p> <p>事業目的： 介護サービス事業者が連携及び情報の共有化を行うことにより、均衡の取れた良質で安定的なサービス供給体制の確保とサービスの質の向上を図る。</p> <p>連絡会の構成： 提供サービス別に14部会で構成</p> <p>参加状況： 法人別 151法人（加入率57.4%）</p> <p>(H14.4.1現在) 事業所別 457事業所（加入率76.8%）</p> <p>事業内容： ①連絡会議の開催（総会、理事会、部会）</p> <p>②行政情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課長会議資料等を随時提供 ・介護保険の実施状況や福祉関係資料の提供 <p>③介護保険研修会の開催（全体会、部会別）</p> <p>④介護支援専門員情報交換会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護、住宅改修、苦情解決等に関する研修と情報交換 <p>⑤介護サービス適正化研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決のための研修会開催 ・指導監査、情報ネット、部会活動等に関する意見交換 <p>⑥未加入者への参加呼びかけ</p> <p>委託先： 社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会</p> <p>その他： ホームページ開設 http://www.kaigonet-kanazawa.jp</p>	

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料（要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他）があれば、添付して下さい。

2. 上記の事業を実施することとなった具体的な理由等

介護サービス事業者、介護保険施設が自ら苦情対応のあり方や、サービスの向上、評価体制のあり方を検討することにより、高齢者や家族の権利を保障するシステムを構築するひとつの手段として、介護保険事業計画に介護サービス事業者連絡会の設置が提案された。

3. 期待される効果等

事業者相互の情報交換、研修会の開催等により、サービスの質の向上が図られるとともに、相互の連携が強化され、利用しやすく良質なサービスの提供が期待される。

また、異なった事業者間の連携を通じ、円滑なサービス担当者会議の開催を図り、利用者への適切で安定したサービスの提供や介護技術の向上などが期待でき、利用者に満足され、家族介護者の負担感も軽減される在宅介護を充実させたい。

金沢市介護サービス事業者連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、金沢市介護サービス事業者連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的および事業)

第2条 連絡会は、介護サービス事業者が連携および情報の共有を行うことにより、均衡の取れた良質で安定的な介護サービス供給体制を確保するとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 介護サービス事業者相互の連携に関すること
- (2) 行政情報の提供および介護サービス事業者の情報提供に関すること
- (3) 介護サービスの質の向上のための研修および調査研究に関すること
- (4) その他目的達成に必要な事項

(事務局の所在地)

第3条 連絡会の事務局を金沢市高岡町7番25号社会福祉法人金沢市社会福祉協議会内に置く。

(会員)

第4条 連絡会の会員は、金沢市において、介護保険制度による介護サービスを提供する事業を営業者とする。

(役員および任期)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第6条 理事は、各介護サービス事業の種類ごとに選出し、総会において選任する。

2 会長は、理事の互選とし、副会長は、理事の中から会長が指名する。

3 監事は、会員の中から総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長の指名したものが、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、会計および会務を監査し、総会に報告する。

(参与)

第8条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の推薦を得て会長が委嘱する。

3 参与は、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第9条 連絡会の会議は、総会および理事会とする。

2 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会および理事会は、会員および理事の過半数（委任状によるものおよび代理出席を含む）の出席がなければこれを開き、議決を行うことができない。

4 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回開催とする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議する

(1) 事業計画および事業報告ならびに予算および決算に関する事項

(2) 諸規程の制定および改廃に関する事項

(3) その他本会の運営上必要な事項

(理事会)

第11条 理事会は、必要に応じ開催し、次の事項を審議する。ただし、日常の軽易な業務は、会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 連絡会の運営および事業に関する事項

(3) その他必要と認める事項

(部会)

第12条 連絡会に、各介護サービス事業ごとの部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、専門的事項について研究協議を行い、あるいは会長の諮問に答え、または意見を具申する。

3 部会に関する規程は別に定める。

(会計年度および経費)

第13条 連絡会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 連絡会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第14条 会員は、毎年会費を納入するものとし、会費に額は別に定める。

(補則)

第15条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この会則は、平成12年7月10日から施行する。

： 金沢市介護サービス事業者連絡会事業別部会規程

(設置)

第1条 金沢市介護サービス事業者連絡会会則第12条の規定により、事業別部会（以下「部会」という。）を設ける。

(種類)

第2条 部会の種類は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護支援部会
- (2) 訪問介護部会
- (3) 訪問入浴介護部会
- (4) 訪問看護部会
- (5) 訪問リハビリテーション部会
- (6) 通所介護部会
- (7) 通所リハビリテーション部会
- (8) 福祉用具貸与部会
- (9) 短期入所生活介護部会
- (10) 短期入所療養介護部会
- (11) 痴呆対応型共同生活介護部会
- (12) 特定施設入所生活介護部会
- (13) 介護老人福祉施設部会
- (14) 介護老人保健施設部会
- (15) 介護療養型医療施設部会

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この会則は、平成12年7月10日から施行する。

(市町村用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	長 崎 県	市町村名	松 浦 市
-------	-------	------	-------

記入者所属	健康福祉課	氏名	樫 山 まちこ
TEL	0956-72-1111	FAX	0956-72-4672
E-mail			

人 口 (平成14年4月1日現在)	22,390 人
高 齢 化 率 (平成14年4月1日現在)	24.4%

(地 理 的 特 色 等)

本市は、長崎県本土の北端に位置し、平戸市と佐賀県伊万里市のほぼ中央にある。北方には天然の良港伊万里湾に面しており、南方には丘陵地、山地が連なり世知原町・吉井町・江迎町・田平町と境界を接している。

本市の面積は95.75km²で、東西25km、南北15km、周囲82kmである。特に、海に面する北部は45kmに及ぶ複雑に入り組んだ海岸線を有し、美しい自然景観を呈している。気候は1年を通じて温暖で、年間平均気温16℃、年間降雨量2,000～2,500mmとなっている。

本市の行政人口は、昭和35年のピーク時には約44,000人に達していたが、炭鉱閉山等で徐々に減少が続き、平成14年4月1日現在で22,390人となっている。

一方、世帯数については分離・核家族化の進行により、人口減に反して年々増加しており、平成14年4月1日現在で8,065世帯となっている。

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	居宅介護支援事業者連絡協議会設置事業
取り組み開始（予定）時期	平成14年4月～
<p>（概要）</p> <p>本市における在宅サービスの特徴は、訪問介護の利用率28.4%に対して通所介護39.5%、通所リハビリ43.6%と通所系の利用率が群を抜いて高くなっている。また福祉系サービスより医療系サービスの利用が高く、医療系のニーズが高い利用者も在宅で生活を維持していけるという面では介護保険が有効に利用されているということであり、ケアマネジメントにおいても医療・保健・福祉の連携がとれているものと思われる。</p> <p>今後さらに、連携をいっそう進めていく上で協議会の設置は重要な役割を担っている。</p> <p>本協議会は、居宅介護事業所間の情報交換及び研修を通して、介護支援専門員の資質を向上させることで、介護保険事業の円滑な運営と介護予防の推進を図ることを目的としている。</p> <p>主な事業としては、ケース検討、ケアプランの分析、講師を招いての講演会開催を通じた意識啓発及び情報収集のほか、介護保険以外の高齢者支援サービス等についても研修し、介護専門員の資質向上を図ることとしている。</p> <p>平成14年6月20日 松浦市居宅介護支援事業者連絡協議会設立総会</p> <p>7月25日 地域内外の介護保険以外の高齢者支援サービスについて</p> <p>8月22日 ケース検討会</p>	

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料（要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他）があれば、添付して下さい。

2. 上記の事業を実施することとなった具体的な理由等

松浦市においては、平成11年5月に第1回介護支援専門員の顔合わせ会を行い、それ以降月に1度のペースでケアプラン作成研修会を開催し、介護支援専門員の資質向上と各事業所間のサービス調整、連絡、情報交換等の活動を行ってきた。

平成13年6月に県下8圏域で地域介護支援専門員支援会議が設置されるなか、本市においても事業者から協議会設置の要望が強まり、平成14年6月20日に市内外の14事業所が賛同を得て「松浦市居宅介護支援事業者連絡協議会」の設立するに至った。

3. 期待される効果等

事業者間の情報交換や研修を通して介護支援専門員の資質向上、連携を図ることにより、介護保険利用者へのきめ細かなケアプランの作成とサービスの提供が期待できる。